

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び 持続的な利用に関する条例に係る届出の手引

平成30年4月
鳥取県生活環境部
くらしの安心局水環境保全課

目 次

第1章	はじめに	- 1 -
第2章	規制の概要	- 1 -
1	規制の目的【条例第1条】	- 1 -
2	用語の定義【条例第2条】	- 1 -
3	条例の適用範囲	- 2 -
4	条例手続の流れ	- 4 -
第3章	事前相談及び届出の提出方法	- 6 -
1	事前相談・届出の受付窓口	- 6 -
2	届出の提出方法	- 6 -
3	届出書の作成に当たっての留意事項	- 6 -
第4章	地下水を採取するまでの手続	- 7 -
1	影響調査計画書（7条届出）	- 7 -
2	採取計画届出書（9条届出）	- 9 -
3	工事完了届出書（10条届出）	- 11 -
第5章	地下水採取を開始した後の手続	- 12 -
1	地下水採取開始した後の規制	- 12 -
2	採取変更等届出書（13条届出）	- 12 -
3	承継届出書（14条届出）	- 13 -
4	採取量等報告書（15条届出）	- 13 -
第6章	重点保全地域に対する規制	- 14 -
1	重点保全地域の指定	- 14 -
2	採取基準の設定	- 14 -
3	採取基準の遵守	- 14 -
4	採取の量の縮小又は停止の勧告	- 15 -
第7章	鳥取県持続可能な地下水利用協議会について	- 15 -
1	設立目的	- 15 -
2	事業内容	- 15 -
3	会員	- 15 -
4	会費規定	- 15 -
	様式集	- 16 -

第1章 はじめに

この手引は、とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 91 号。以下「条例」とする。）及びとっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則（平成 25 年鳥取県規則第 30 号。以下「規則」とする。）に基づく届出について、その届出の方法等を明確にし、届出事務を円滑に実施することを目的として作成したものです。

第2章 規制の概要

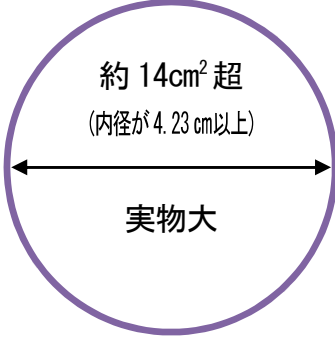
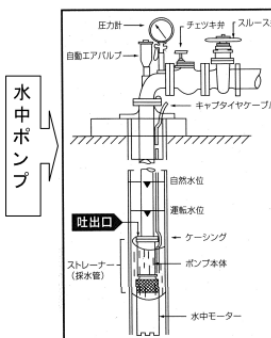
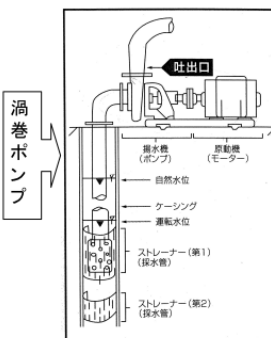
1 規制の目的【条例第1条】

この条例は、地下水が豊かな自然環境によって長期間かけて育まれる貴重で県民生活にとって欠くことができない資源であることを考慮し、地下水の採取に関して必要な規制を行うことによって、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を守り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

2 用語の定義【条例第2条】

この条例で使用される用語は、次のとおり定義しています。

用語 (根拠)	定義																																								
地下水 (条例第2条第1号)	<p>○自然の循環系の中にある水のうち、地面からの深さに関係なく、地中に存在するものと定義しています。</p> <p>○地下水のうち、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉は除かれます。</p> <p>■温泉法（抜粋） 第 2 条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。</p> <p>2 （略） 別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>含有量（1 キログラム中）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶存物質（ガス性のものを除く。）</td> <td>総量 1,000 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>遊離炭酸 (CO₂)</td> <td>250 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン (Li⁺)</td> <td>1 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウムイオン (Sr²⁺)</td> <td>10 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>バリウムイオン (Ba²⁺)</td> <td>5 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>フェロ又はフェリイオン (Fe²⁺、Fe³⁺)</td> <td>10 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>第一マンガンイオン (Mn²⁺)</td> <td>10 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>水素イオン (H⁺)</td> <td>1 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>臭素イオン (Br⁻)</td> <td>5 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>碘素イオン (I⁻)</td> <td>1 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素イオン (F⁻)</td> <td>2 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>ヒドロ硫酸イオン (HSO₄²⁻)</td> <td>1.3 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>メタ亜硫酸 (HSO₃)</td> <td>1 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>総硫黄 (S) [HS⁻+S₂O₃²⁻+H₂S に対応するもの]</td> <td>1 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>メタほう酸 (HBO₂)</td> <td>5 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>メタけい酸 (H₂SiO₃)</td> <td>50 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>重炭酸そうだ (NaHCO₃)</td> <td>340 ミリグラム以上</td> </tr> <tr> <td>ラドン (Rn)</td> <td>20 (100 億分の 1 キュリー単位) 以上</td> </tr> <tr> <td>ラヂウム塩 (Ra として)</td> <td>1 億分の 1 ミリグラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○地中に存在する海水については、運用上、条例の規制対象外としています。</p>	物質名	含有量（1 キログラム中）	溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000 ミリグラム以上	遊離炭酸 (CO ₂)	250 ミリグラム以上	リチウムイオン (Li ⁺)	1 ミリグラム以上	ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10 ミリグラム以上	バリウムイオン (Ba ²⁺)	5 ミリグラム以上	フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ 、Fe ³⁺)	10 ミリグラム以上	第一マンガンイオン (Mn ²⁺)	10 ミリグラム以上	水素イオン (H ⁺)	1 ミリグラム以上	臭素イオン (Br ⁻)	5 ミリグラム以上	碘素イオン (I ⁻)	1 ミリグラム以上	ふっ素イオン (F ⁻)	2 ミリグラム以上	ヒドロ硫酸イオン (HSO ₄ ²⁻)	1.3 ミリグラム以上	メタ亜硫酸 (HSO ₃)	1 ミリグラム以上	総硫黄 (S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	1 ミリグラム以上	メタほう酸 (HBO ₂)	5 ミリグラム以上	メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50 ミリグラム以上	重炭酸そうだ (NaHCO ₃)	340 ミリグラム以上	ラドン (Rn)	20 (100 億分の 1 キュリー単位) 以上	ラヂウム塩 (Ra として)	1 億分の 1 ミリグラム以上
物質名	含有量（1 キログラム中）																																								
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000 ミリグラム以上																																								
遊離炭酸 (CO ₂)	250 ミリグラム以上																																								
リチウムイオン (Li ⁺)	1 ミリグラム以上																																								
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10 ミリグラム以上																																								
バリウムイオン (Ba ²⁺)	5 ミリグラム以上																																								
フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ 、Fe ³⁺)	10 ミリグラム以上																																								
第一マンガンイオン (Mn ²⁺)	10 ミリグラム以上																																								
水素イオン (H ⁺)	1 ミリグラム以上																																								
臭素イオン (Br ⁻)	5 ミリグラム以上																																								
碘素イオン (I ⁻)	1 ミリグラム以上																																								
ふっ素イオン (F ⁻)	2 ミリグラム以上																																								
ヒドロ硫酸イオン (HSO ₄ ²⁻)	1.3 ミリグラム以上																																								
メタ亜硫酸 (HSO ₃)	1 ミリグラム以上																																								
総硫黄 (S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	1 ミリグラム以上																																								
メタほう酸 (HBO ₂)	5 ミリグラム以上																																								
メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50 ミリグラム以上																																								
重炭酸そうだ (NaHCO ₃)	340 ミリグラム以上																																								
ラドン (Rn)	20 (100 億分の 1 キュリー単位) 以上																																								
ラヂウム塩 (Ra として)	1 億分の 1 ミリグラム以上																																								

<p>揚水設備 (条例第2条第2号)</p>	<p>○動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 14 平方センチメートルを超えるものをいいます。</p> <p>従って、揚水機の吐出口の内径が 4.23 センチメートルを超えるものが該当します。</p> <p>■揚水機の吐出口の断面積の求め方 ※円周率は約 3.14 として計算してください。</p> <p style="text-align: center;">断面積＝半径×半径×円周率＝(内径/2) × (内径/2) × 3.14</p> <p>○同一の事業場内に揚水設備が複数存在し、吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計で判断します。従って、吐出口の内径が 4 センチメートルの揚水機が 2 基ある場合には届出が必要です。なお、揚水設備を 2 基設置し、同時運転を行わず交互運転を行う場合には、どちらか一方の最大となる吐出口断面積で判断します。</p> <p>○揚水設備のうち、災害の発生その他の緊急事態に限って利用される揚水設備については除かれます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>水中ポンプ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>渦巻ポンプ</p> </div> </div> <p>○動力とは、人力によるものと機械力によるものがありますが、条例では電動機等を使用した機械力によるものが該当します。従って、人力による揚水設備については届出不要です。</p>
<p>井戸 (条例第2条第3号)</p>	<p>○揚水設備を用いて地下水を採取するための施設です。</p> <p>○揚水設備のうち、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内にある揚水設備は除かれます。</p>
<p>事業者 (条例第2条第4号)</p>	<p>○井戸により採取する地下水を事業に利用される方のことです。</p> <p>○事業に利用することには、直接事業に利用すること以外の利用も含まれます。 (例：事業所の雑用水として利用する。敷地内の融雪用水として利用するなど)</p> <p>○事業者は、個人、法人を問いません。</p>
<p>重点保全地域 (条例第2条第5号)</p>	<p>○地下水の採取によって地下水の枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下その他の生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域として条例第 18 条第 1 項の規定に基づいて知事が指定する地域をいいます。</p> <p>○現在、鳥取県内に重点保全地域はありません。</p>

3 条例の適用範囲

(1) 温泉の適用除外【条例第2条第1号】

条例の規制を受ける地下水には、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉は条例適用外です。

(2) 災害及び緊急時に限って利用される井戸の適用除外【条例第2条第2号】

災害の発生、その他の緊急事態に限って利用される井戸については、条例適用外です。

(3) 河川法が適用又は準用される井戸の適用除外【条例第2条第3号】

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内で揚水設備を用いて地下水を採取するための施設については、条例適用外です。

(4) 水道事業者等の適用除外【条例第 27 条第 1 項】

水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 5 項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者 (以下「水道事業者等」とする。) については、次の規定について適用除外となっています。

(水道事業者等の適用除外の範囲)

第 2 章 影響調査	(条例第 6 条～第 8 条)
第 3 章 採取の届出	(条例第 9 条～第 14 条)
第 4 章 採取量等の監視	(条例第 15 条～第 17 条)
第 5 章 重点保全地域	(条例第 18 条～第 21 条)

■水道法 (抜粋)
 (用語の定義)
 第 3 条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
 ただし、臨時に施設されたものを除く。
 2～4 (略)
 5 この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
 6～12 (略)

(5) 地下水保全に係る条例を策定する県内市町村区域内の適用除外【条例第 27 条第 2 項】

地下水を保全に係る条例を独自に策定している県内の市町村については、条例の次の規定について適用除外となっています。

従って、智頭町、大山町、伯耆町、江府町、日野町及び日南町で地下水の採取を行う場合にあっては、該当する各町の担当窓口に必要な手続をお問い合わせください。

(地下水保全に係る条例を策定している県内の市町村に係る適用除外の範囲)

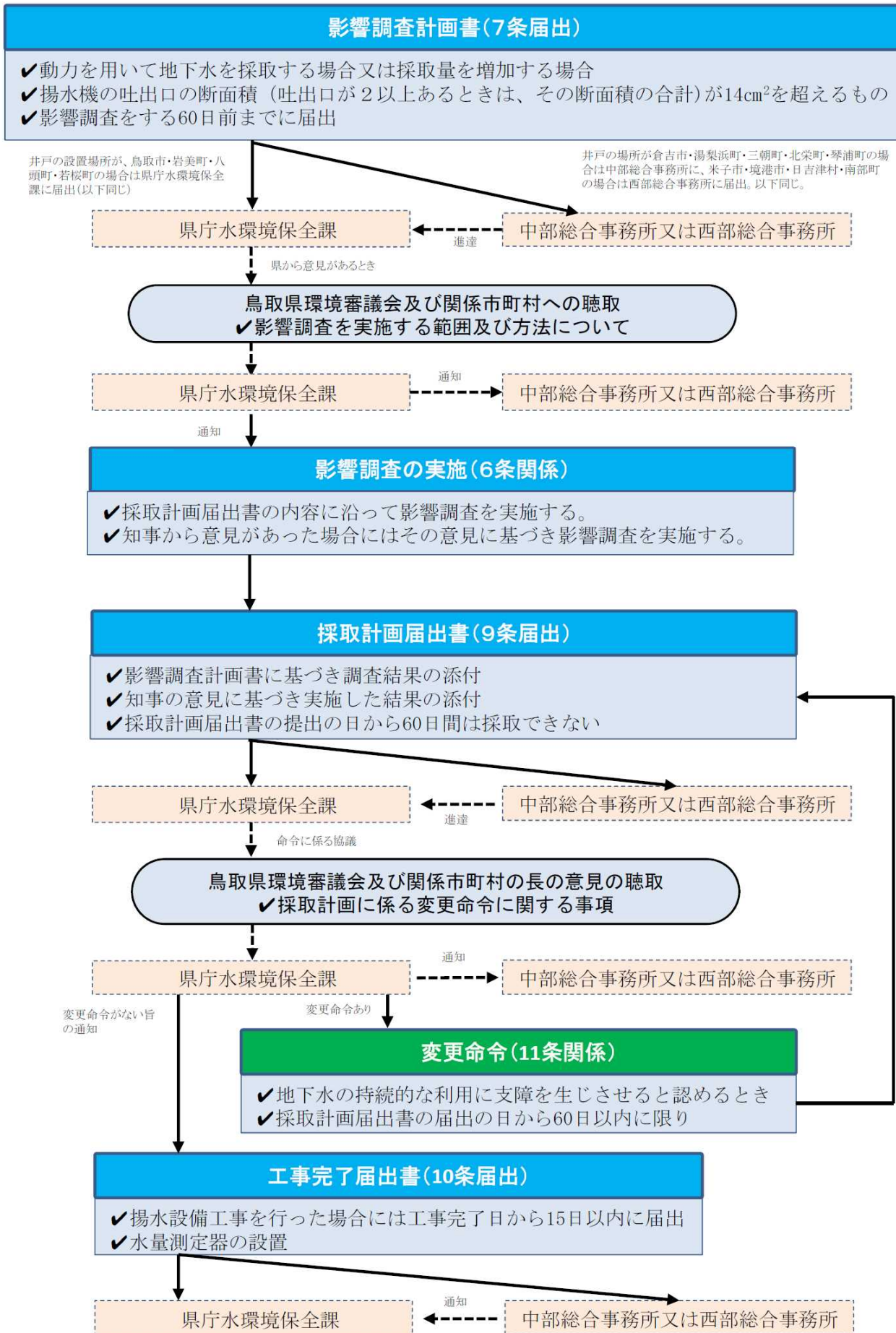
第 2 章 影響調査	(条例第 6 条から第 8 条)
第 3 章 採取の届出	(条例第 9 条から第 14 条)
第 4 章 採取量等の監視	(条例第 15 条から第 17 条)

(参考) 地下水保全に係る条例を独自に策定している県内市町村

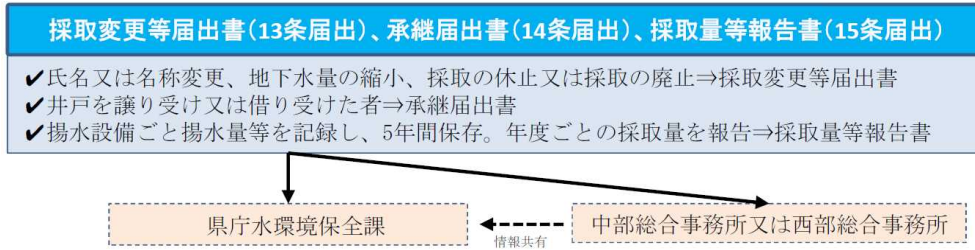


4 条例手続の流れ

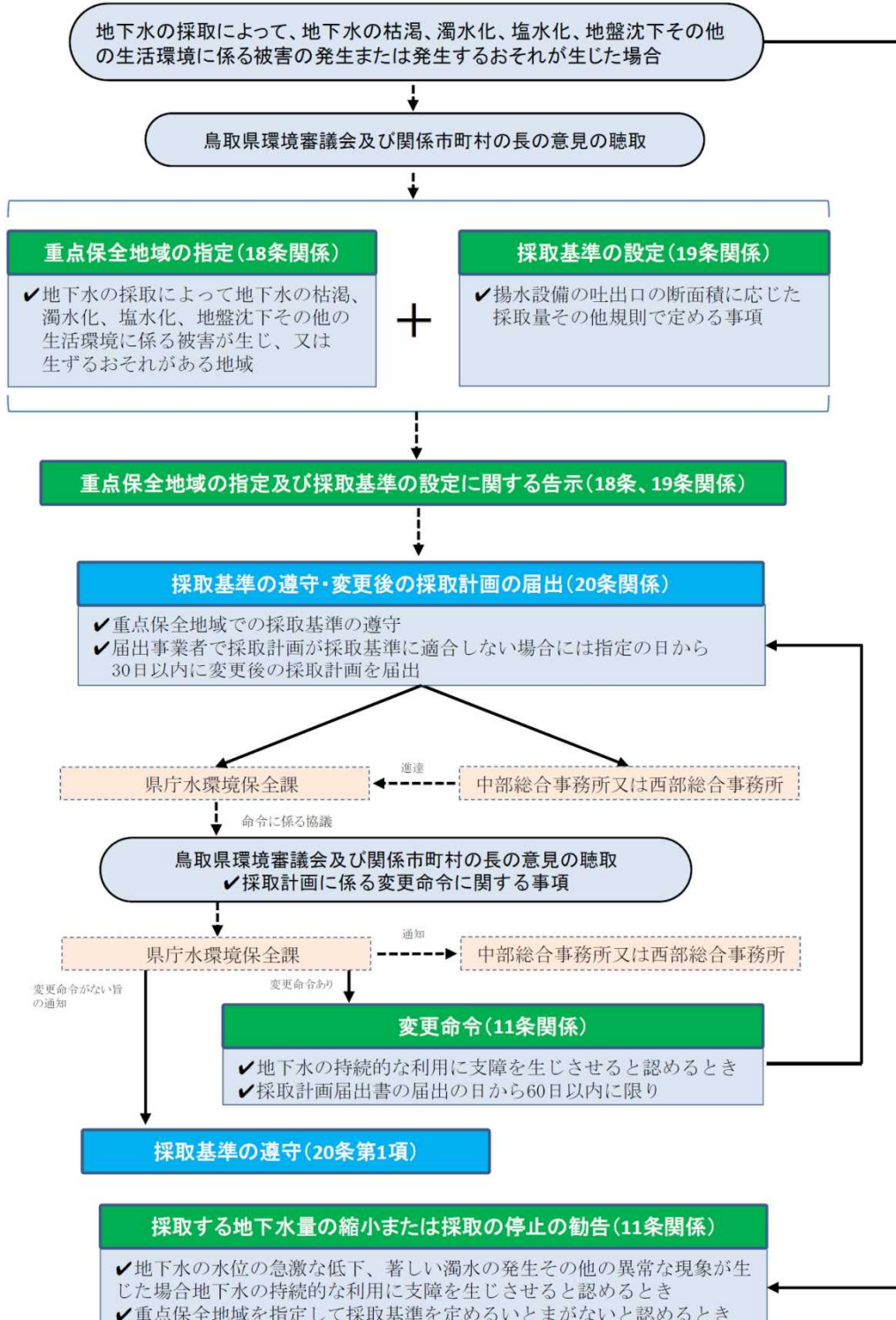
(1) 影響調査計画から地下水採取までの手続の流れ



(2) 地下水採取後の手続の流れ



(3) 地下水の障害が生じた場合等の手続の流れ



第3章 事前相談及び届出の提出方法

1 事前相談・届出の受付窓口

地下水を利用する計画がある場合には、事前に手続について相談してください。

なお、相談及び届出の受付窓口は、井戸を設置する予定の区域ごとに県庁生活環境部水環境保全課、中部総合事務所又は西部総合事務所の3か所で行っています。

受付窓口については、次のとおりです。

〈相談・届出の受付窓口〉

区 域	窓口の機関	所在地	電話番号等
鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町	県庁生活環境部くらしの安心 局水環境保全課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220	電 話:0857(26)7197 ファクシミリ:0857(26)8194
倉吉市 湯梨浜町 三朝町 北栄町 琴浦町	中部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	電 話:0858(23)3150 ファクシミリ:0858(23)3266
米子市 境港市 日吉津村 南部町	西部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160	電 話:0859(31)9350 ファクシミリ:0859(31)9333

※智頭町、伯耆町、大山町、日南町、日野町及び江府町については、地下水の保全に係る条例を独自に策定しているため、各町の担当窓口に必要な手続をお問い合わせください。

2 届出の提出方法

- (1) 届出書の提出は、郵送でも構いませんが、可能な範囲で届出者本人又は届出内容に精通した方が受付窓口を持参してください。
- (2) 届出書及び関連する書類の提出部数は、2部（正本、副本各1部）です。【規則第11条】
副本は正本をコピーしたもので、届出書の受理後に受付印を押印し、返却します。

3 届出書の作成に当たっての留意事項

- (1) 届出書等の様式は、水環境保全課のホームページからダウンロードできます。
なお、ホームページからダウンロードできない方は、受付窓口にお問い合わせください。

アドレス	http://www.pref.tottori.lg.jp/207896.htm
------	---
- (2) 届出書及び添付書類は、なるべくA4版の大きさとしてください。なお、図面等で縮尺があるものについては、A4版以外の大きさの用紙でも構いません。
- (3) 記入に当たっては、蛍光ペンは使用せず、色鉛筆等の長期間保存しても色が消えないもので記入してください。
- (4) 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合にあっては、押印を省略することができます。
- (5) 提出された届出書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として同条例による開示請求の対象となります。

提出された届出書について、公文書開示請求があれば、個人情報及び法人の不利益情報等を除き、原則、開示の対象となりますので御承知ください。

<情報開示に関する基本方針>

条例に基づく届出情報には、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に定める非開示情報が含まれることがあります。

特に井戸の詳細な位置、深度、地層及びストレーナー位置等の情報は、性質上、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの）」に該当する場合があります、非開示情報となる可能性があります。

従って、これらの情報については、開示請求があっても、非開示情報が含まれる可能性があるため、情報公開担当部署と協議の上、開示の是非について決定します。

<非開示情報である可能性があるものの例>

- ・井戸のある土地の所有者及び住所
- ・工事施工者の氏名及び住所
- ・井戸の概要（深度及びストレーナーの位置等）
- ・揚水設備の概要（設置場所等）
- ・年間平均運転日数、1日当たりの平均採取量及び1日当たりの最大採取量、1年間の採取量等
- ・井戸の詳細な位置
- ・揚水設備の概要（設置基数、吐出口断面積の合計等）

第4章 地下水を採取するまでの手続

1 影響調査計画書（7条届出）

井戸を設置して地下水を採取しようとする場合は、地下水の採取が周辺の地下水の水位に及ぼす影響に関する調査（以下「影響調査」とする。）を実施する義務があります。【条例第6条、第7条】

また、井戸から採取する地下水の量を増加しようとする場合も同様です。【条例第7条】

影響調査の実施に当たっては、影響調査を実施する日の60日前までに、影響調査計画書を知事に届け出る必要があります。

なお、影響調査の計画、実施方法については、別に定める「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に係る影響調査のガイドライン」を参考にしてください。

（1）届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
①影響調査計画書	・指定様式である様式第1号及び別紙の井戸の概要を使用してください。
②井戸の位置を示す図面	・縮尺が2万5000分の1以上のものに限りません。
③井戸の構造を示す図面	・地質構造、井戸の深さ及び採取位置を判断するために添付を求めているものです。ボーリング柱状図等がこれに当たります。 ・試掘等行っていない場合で地質構造が不明の場合は、計画している深さやストレーナーの位置

	を記載した井戸の構造図を提出してください。
④影響調査を実施する範囲及び井戸等の所在を示す図面	・縮尺が2万5000分の1以上のものに限りません。
⑤影響調査に関し次の事項を記載した書類 ・調査を実施する範囲を決めた理由 ・段階揚水試験について、段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間 ・連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間 ・回復試験について、水位の測定時間 ・各試験の水位を計測する頻度及びその方法 ・その他参考となる事項（試掘時の柱状図や揚水試験データなど）	・別に定める「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に係る影響調査のガイドライン」を参考にしてください。
⑥その他知事が必要と認める書類又は図面	・影響調査する範囲及びその方法が適正であるか判断の参考となる資料があれば、添付してください。

(2) 形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本をお返します。
なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、次のことに留意してください。

ア 公文書開示請求の対象となること。【鳥取県行政手続条例第39条第1項及び第2項】

イ 影響調査を実施する60日前までに届出をする必要があること。【条例第7条】

ウ 影響調査計画書は、鳥取県環境審議会に諮問され答申されること。【条例第8条第2項】

(3) 受理後の流れ

ア 知事は影響調査計画書に記載された影響調査の範囲及びその方法の妥当性について、地下水を持続的に利用できる環境の保全の見地から意見があれば文書でお知らせします。【条例第8条第1項】

なお、意見を求める場合には、知事はあらかじめ鳥取県環境審議会及び関係市町村の長に対して意見を求めることとされています。【条例第8条第2項】

鳥取県環境審議会は、おおむね年4回（5月、8月、11月及び2月）開催されます。

イ 影響調査計画書が妥当であると判断し、意見がない場合についても文書でお知らせします。

ウ 知事から影響調査計画書に対する意見があった場合には、その内容を踏まえて影響調査を実施した上で、採取計画届出書を提出してください。

(4) 留意点について

ア 井戸をあらかじめ掘削する場合の取扱いについて

条例では井戸の掘削自体を規制するものではありませんので、地下水の有無を調査するためにあらかじめ井戸を掘削することは可能です。ただし、影響調査計画書については、影響調査を実施する日の60日前に提出してください。

影響調査計画書を提出する前に掘削する場合には、その後の手続にボーリング柱状図などの書類が必要となることを御承知ください。また、井戸の掘削後と同時期に自主的な影響調査（以下、自主調

査という。)を実施した場合については自主調査の結果を活用できる場合がありますので、影響調査計画書に自主調査の方法及び結果を添付し、影響調査計画書に自主調査の結果を活用する旨ご記載ください。ただし、影響調査計画書に関して影響調査の範囲及びその方法について、知事から意見があった場合には、その内容に沿って、改めて影響調査が必要な場合があります。

イ 井戸の更新を行う場合の取扱いについて

既存井戸を廃止し、新規で井戸を整備(以下、井戸の更新という。)をする場合、下記①～③の条件を満たす場合に限り、影響調査を実施しない旨を内容とする影響調査計画書の届出が可能です。ただし、審査の結果、井戸の更新として認められない場合には、改めて影響調査を実施する必要があります。

- ① 新規の井戸が既存の井戸の近隣(少なくとも同一の事業所と認められる敷地内)に設置されるものであること。
- ② 同じ帯水層から採水するものであること。(新旧井戸の柱状図の深度及びストレーナー位置から判断します。)
- ③ 採水時期、採水時間及び採水量が同じであると認められるものであること。

ウ 道路の消融雪設備の井戸の取扱いについて

道路の消融雪設備に係る井戸を設置する場合であって、当該設備が周辺地域や市町村の要望等を踏まえた設置であり、周辺井戸等への影響が出た場合の補償等についても他の公共事業と同様明確になっている場合には、影響調査を実施しない旨を内容とする影響調査計画書の届出が可能です。

(5) 罰則について

条例第7条の影響調査計画書の未届に関する罰則の規定はありませんが、届出内容が虚偽であった場合には、条例第30条第2項第1号の規定に基づき10万円以下の罰金が科される場合があります。

なお、法人の代表者や従業者などが業務に関して違反行為をした場合には、直接の行為者が罰せられるほか、法人又は人に対しても罰金が科されることがあります。

2 採取計画届出書(9条届出)

影響調査計画書を提出した後は、影響調査計画書及び知事の意見があれば、その意見を考慮し、影響調査を実施してください。その影響調査終了後に結果を添えて採取計画届出書を知事に届け出る必要があります。【条例第9条第1項及び第2項】

地下水の採取量を増加しようとする場合も、同様に届け出る必要があります。【条例第9条第1項】

なお、地下水の採取に当たっては、例外を除いて揚水設備ごとに水量測定器を設置し、採取量を測定する義務がありますので御注意ください。【条例第15条第1項】

(1) 届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
①採取計画届出書	・指定様式である様式第2号及び別紙の井戸の概要を使用してください。
②井戸の位置を示す図面	・縮尺が2万5000分の1以上のものに限ります。
③井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面	・地質構造、井戸の深さ及び採取位置を判断するために添付を求めているものです。ボーリング柱状図等がこれに当たります。
④揚水設備の概要を記載した書類	・揚水設備の規格や能力がわかるカタログ等を添付してください。

⑤水量測定器の設置場所を示す図面	・水量測定器の取付位置がわかる図面や設計図書を添付してください。
⑥影響調査の実施方法を記載した書類	・別に定める「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に係る影響調査のガイドライン」を参考にしてください。
⑦影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面	・縮尺が2万5000分の1以上のものに限ります。
⑧影響調査の結果を記載した書類	・別に定める「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に係る影響調査のガイドライン」を参考にしてください。
⑨住民等に対する周知を実施した場合には、その結果を記載した書類	・地下水採取に関して周辺住民等を対象に周知を行った場合には、その周知方法を記載してください。
⑩その他知事が必要と認める書類又は図面	

(2) 形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本を届出者に返却します。なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、次のことに留意してください。

- ア 公文書開示請求の対象となること。【鳥取県行政手続条例第39条第1項及び第2項】
- イ 採取計画届出書を提出してから60日を経過した後でなければ地下水の開始ができないこと。【条例第12条第1項】
- ウ 採取計画届出書は、鳥取県環境審議会に諮問され答申されること。【条例第11条第2項】

(3) 受理後の流れ

ア 提出された採取計画届出書の内容について、知事は採取計画に基づく地下水の採取が地下水の水位の低下等により地下水の持続的な利用に支障を生じさせるものであるかを判断し、支障があると認められた場合には、届出の日から60日以内に限り、採取計画を変更するよう命じます。

この変更命令に当たっては、知事はあらかじめ鳥取県環境審議会及び関係市町村の長に対して意見を求めた上で、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく弁明の機会の付与の手続を行った上で、命令を発出します。

■行政処分における弁明の機会の付与の事務手続

行政庁が不利益処分をしようとする場合は、原則として不利益処分の相手方に対して、意見陳述の手続（聴聞又は弁明の機会の付与）と取らなければならないとされています。これは、鳥取県行政手続条例において定められている手続です。

- (1) 不利益処分の理由を書面による提示及び弁明の記載の付与の通知【鳥取県行政手続条例第14条第1項、第29条】

弁明書の提出期限までに相当な期間において不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「弁明の機会の付与通知書」により通知します。

通知の内容については次のとおりです。

- ア 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- イ 不利益処分の原因となる事実

ウ 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（2）弁明を記載した書面及び証拠書類等の提出【鳥取県行政手続条例第 28 条第 1 項及び第 2 項】
正当な理由なく弁明書を提出しなかった場合には、事務処理を進め処分を決定します。

口頭による弁明の機会の付与が行われる場合には、弁明調書を作成しますので、弁明調書に署名及び押印をしていただきます。

（3）処分の決定

弁明の内容を踏まえ、弁明の内容を十分に参酌して処分を決定します。

イ 変更を命じられた場合には、その命令に従い、計画変更した上で地下水採取を行ってください。なお、命令に違反した場合には、罰則が適用される場合があります。【条例第 30 条第 1 項第 2 号】

ウ 変更を命じない場合には、受理した旨を文書で通知しますので、地下水の採取が可能となります。なお、水量測定器を設置した上で地下水の採取を実施してください。

また、揚水設備の設置工事が完了した時は、その完了の日から 15 日以内に工事完了届出書を提出してください。

（4）罰則について

条例第 9 条第 1 項の採取計画届出書の未届の場合には、条例第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき 30 万円以下の罰金が科される場合があります。

また、届出内容が虚偽であった場合には、条例第 30 条第 2 項第 1 号の規定に基づき 10 万円以下の罰金が科される場合があります。

なお、法人の代表者や従業者などが業務に関して違反行為をした場合には、直接の行為者が罰せられるほか、法人又は人に対しても罰金が科されることがあります。

3 工事完了届出書（10 条届出）

採取計画届出書の提出後に揚水設備の工事を行い、完了したときは、その完了の日から 15 日以内に、知事に届け出る必要があります。【条例第 10 条】

（1）届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
①工事完了届出書	・指定様式である様式第 3 号を使用してください。
②採取計画届出書の内容と変更がある場合には、変更の詳細を記載した書類	・変更がある場合は、変更事項を新旧対照表形式で作成して、必要な書類を添付してください。 ・採取量が採取計画届出書の届出内容に比べて超過することは認められませんので、その場合は、改めて影響調査計画書の提出が必要となります。

（2）形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本を届出者に返却します。なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、公文書開示請求の対象となることに留意してください。【鳥取県行政手続条例第 39 条第 1 項及び第 2 項】

(3) 罰則について

条例第 10 条の工事完了届出書の未届に対する罰則はありませんが、必ず届出を行ってください。

第 5 章 地下水採取を開始した後の手続

1 地下水採取開始した後の規制

(1) 計画に基づく地下水の採取

地下水の採取は、採取計画（変更命令又は採取変更等届出若しくは重点保全地域において採取計画を採取基準に適合するよう変更の届出を行った場合には、変更後の採取計画）に従って地下水を採取してください。【条例第 12 条第 2 項】

(2) 採取量の測定及び記録の保存

例外を除き揚水設備ごとに水量測定器を設置して、採取量を測定する義務があります。【条例第 15 条第 1 項及び第 2 項】

測定した揚水設備ごとの採取量を帳簿に記載し、その帳簿を 5 年間保存してください。【条例第 15 条第 3 項】

(3) 地下水の水位の測定及び記録の保存

地下水の水位を測定が可能な井戸については、井戸ごとに測定記録を帳簿に記載し、その帳簿を 5 年間保存してください。【条例第 15 条第 4 項】

2 採取変更等届出書（13 条届出）

氏名又は名称に変更があった場合、採取する地下水の量を縮小する場合、採取を休止した場合、採取を廃止した場合には、遅滞なく知事に届け出る必要があります。【条例第 13 条】

なお、地下水の採取を休止し、又は廃止したときは、休止し又は廃止した井戸について、異物の混入等による地下水の汚染を防止するために開口部にキャップをするなど必要な措置を講じてください。その講じた内容について、採取変更等届出書に記載してください。【規則第 7 条第 2 項】

(1) 届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
①採取変更等届出書	・指定様式である様式第 4 号を使用してください。
②採取計画届出書に添付した図面及び書類に変更がある場合には、変更後の図面及び書類を添付	・変更がある場合は、変更事項を新旧対象表形式で作成して、必要な書類を添付してください。

(2) 形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本を届出者に返却します。なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、公文書開示請求の対象となることに留意してください。【鳥取県行政手続条例第 39 条第 1 項及び第 2 項】

(3) 罰則について

条例第 13 条の採取変更等届出書の未届に対する罰則はありませんが、必ず届出を行ってください。

3 承継届出書（14 条届出）

井戸を譲り受け又は借り受けた場合は、当該井戸に係る届出事業者の地位が承継されます。【条例第 14 条第 1 項】

その場合において、相続、合併又は分割（井戸を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、承継があった日から 30 日以内に、知事に届け出る必要があります。【条例第 14 条第 2 項及び第 3 項】

(1) 届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
承継届出書	・ 指定様式である様式第 5 号を使用してください。

(2) 形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本を届出者に返却します。なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、公文書開示請求の対象となることに留意してください。【鳥取県行政手続条例第 39 条第 1 項及び第 2 項】

(3) 罰則について

条例第 14 条の承継届出書の未届に対する罰則はありませんが、必ず届出を行ってください。

4 採取量等報告書（15 条届出）

地下水採取を開始した後は、採取量を毎年知事に報告する必要があります。【条例第 15 条第 3 項】

さらに、地下水の水位を測定が可能な井戸については、井戸ごとに測定結果を毎年知事に報告する必要があります。【条例第 15 条第 4 項】

(1) 届出に必要な書類及び注意事項

必要な書類	注意事項
採取量等届出書	<ul style="list-style-type: none">・ 指定様式である様式第 6 号及び別紙の井戸ごとの採取量を使用してください。・ 年間採取量が、採取計画届出書による年間採取予定量を超過している場合、影響調査計画書の提出を求める場合があります。・ 井戸が複数ある場合は、井戸ごとに別紙を添付してください。・ 毎月初めの井戸の水位の欄には地表面から地下水面までの高さを記入してください。これ以外の方法で水位を測定している場合は、測定方法がわかるよう記入してください。・ この届出は、毎年 6 月末までに前年度の採取量について行ってください。

(2) 形式審査及び受付

書類及び記載事項に不備がない場合は、届出を受理し、受付印を押印した後、副本を届出者に返却します。なお、形式上の要件に合致していない場合は、受理できませんので、必要な補正等を行った上で、再度、提出してください。

届出書の提出に当たっては、公文書開示請求の対象となることに留意してください。【鳥取県行政手続条例第 39 条第 1 項及び第 2 項】

(3) 罰則について

条例第 15 条第 3 項及び第 4 項の採取量等報告書の未届に対する罰則はありませんが、必ず届出を行ってください。

(4) 留意点について

ア 報告値が採取予定量を超過した場合について

報告値が年間採取予定量を超過する場合は、報告書にその理由を記載して届出を行い、今後は年間採取予定量を超えない範囲で採取を行ってください。

また、採取する地下水の量を増加する場合は、条例第 7 条、第 8 条に基づく手続き（影響調査計画書及び採取計画届出書）が必要となります。年間採取予定量以上の採水を行う必要がある場合には、採取量増加の手続を行ってください。

第 6 章 重点保全地域に対する規制

1 重点保全地域の指定

地下水の採取によって地下水の枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下その他の生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域が認められる場合には、知事は区域を定めて重点保全地域として指定することができます。【条例第 18 条第 1 項】

指定に当たっては、あらかじめ鳥取県環境審議会及び指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上で指定を行い、告示します。また、その区域を変更し又は廃止する場合にも同様に意見を聴いた上で告示を行います。【条例第 18 条第 2 項及び第 3 項】

2 採取基準の設定

知事は、重点保全地域の指定に合わせて重点保全地域ごとに地下水の採取基準を定めます。この採取基準は揚水設備の吐出口の断面積に応じた採取量等が規則に定められます。

水道法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者に対する採取基準については、水道事業であることを考慮し、採取基準が設定されます。

採取基準の設定に当たっては、あらかじめ鳥取県環境審議会及び指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上で設定を行い、告示します。また、その採取基準を変更し又は廃止する場合にも同様に意見を聴いた上で告示を行います。【条例第 19 条関係】

3 採取基準の遵守

井戸が設置されている場所について重点保全地域に指定され、採取基準が設定された場合には、この採取基準を順守する必要があります。【条例第 20 条第 1 項】

重点保全地域に指定され、採取基準が設定されたときに既に地下水を採取している届出事業者については、採取計画を採取基準に適合していない場合には、指定の日から 30 日以内に変更し、知事に届け出る必要があります。【条例第 20 条第 2 項】

この採取計画を変更する届出をしない場合や虚偽の届出を行った場合には、条例第 30 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、10 万円以下の罰金が科せられることがあります。

なお、法人の代表者や従業者などが業務に関して違反行為をした場合には、直接の行為者が罰せられるほか、法人又は人に対しても罰金が科されることがあります。

4 採取の量の縮小又は停止の勧告

地下水の水位の急激な低下や著しい濁水の発生等の異常現象が発生し、重点保全地域の指定や採取基準の設定を定める時間的な余裕がないときは、知事は届出事業者に対して、地下水の採取量を減少し、または採取を停止するよう勧告（行政指導）することができます。【条例第 21 条】

第 7 章 鳥取県持続可能な地下水利用協議会について

1 設立目的

事業者相互の連携及び協調により地下水環境の保全を図ることを目的として、平成 25 年 7 月 12 日に「鳥取県持続可能な地下水利用協議会（以下、協議会という。）」が設立されています。【条例第 22 条】

この協議会は主に地下水を利用する事業者等によって構成し、地下水環境の保全のためのさまざまな事業を行っていますが、その事業はすべて会員からの会費により行っています。入会は任意ですが、条例の届出を行っている事業者の皆様には、趣旨にご賛同いただき、ご入会いただくようお願いしています。

2 事業内容

協議会では次の事業を実施しています。【条例第 23 条】

- 地下水の水位等の変動の測定及び水質の調査並びにこれらの結果の公表
- 会員による水源の涵養を図るための森林整備活動の促進
- 地下水の採取についての会員間の情報交換及び調整 など

3 会員

会員は、条例の届出者（地下水を事業に用いる企業、個人、国、地方公共団体）及び水道事業者です。また、これ以外であっても、協議会の趣旨に賛同いただける方は「賛助会員」として入会いただけます。

4 会費規定

1 会費の種類及び算定

(1) 年間基準会費

年間採取量に応じて算定します。

区分	年間採取量 m ³ (以上～未満)	年間基準会費 (円)	
		一般事業 会員	水道事業 会員
	0 ～ 5,000	—	—
A	5,000 ～ 10,000	2,000	2,000
B	10,000 ～ 25,000	5,000	
C	25,000 ～ 50,000	10,000	
D	50,000 ～ 100,000	20,000	
E	100,000 ～ 250,000	50,000	2,500
F	250,000 ～ 500,000	100,000	5,000
G	500,000 ～ 750,000	150,000	7,500
H	750,000 ～ 1,000,000		10,000
I	1,000,000 ～ 2,000,000		20,000
J	2,000,000 ～ 3,000,000		30,000
K	3,000,000 ～ 5,000,000		50,000
L	5,000,000 ～ 10,000,000		100,000
M	10,000,000 ～		150,000

※ 賛助会員は、一律 年間 2,000

円

(2) 年間採取量会費

「基準単価」に「年間採取量」を乗じて算定します。

区分	基準単価
一般事業会員	1 m ³ 当たり 0.30 円
水道事業会員	1 m ³ 当たり 0.01 円

※ 年間採取量が 5,000m³ 未満の場合は、会費は生じません。

2 会費の算定方法

年間基準会費、年間採取量会費、調整率により算定します。

調整率は、収支予算と併せて総会議決により決定します。

区分	内容
一般事業会員	年間基準会費
水道事業会員	+ (年間採取量会費 × 調整率)
賛助会員	年間 2,000 円

■会費算定(例)

年間採取量 30,000m³ (一般事業会員、調整率 : 0.12) の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{年間基準会費} + (\text{年間採取量会費} \times \text{調整率}) \\
 = & \text{Cクラス} + (\text{採水量} \times \text{基準単価} \times \text{調整率}) \\
 = & 10,000 \text{ 円} + (30,000\text{m}^3 \times 0.30 \text{ 円/m}^3 \times 0.12) \\
 = & 10,000 \text{ 円} + 1,080 \text{ 円} \leftarrow \text{千円未満は切り捨て} \\
 = & 10,000 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} \\
 = & 11,000 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

様式集

(1) 条例様式

影響調査計画書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者
氏名
電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
地下水を利用する事業の概要	
地下水を利用する者の氏名及び住所	
井戸の位置	別紙のとおり
掘削する土地の所有者の氏名及び住所	
掘削工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
井戸の概要	別紙のとおり
1年間の採取予定量	立方メートル/年
揚水設備の概要	設置基数 基
	吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計） 平方センチメートル
影響調査を実施する範囲	
影響調査を実施する期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
影響調査のために採取する地下水の最大量	立方メートル/日
住民等に対する周知を実施する場合はその方法	

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面
- 3 影響調査を実施する範囲及び井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 4 影響調査に関し次の事項を記載した書類
 - ア 調査を実施する範囲を決めた理由
 - イ 段階揚水試験について、段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - ウ 連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - エ 回復試験について、水位の測定時間
 - オ 各試験の水位を計測する頻度及びその方法
 - カ その他参考となる事項
- 5 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。
- 3 正副2通を提出すること。

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度 (地表から)		メートル	メートル	メートル
ストレーナー (スクリーン) の位置		メートル	メートル	メートル
採取量等	年間平均運転日数	日/年	日/年	日/年
	1日当たりの平均採取量	立方メートル/日	立方メートル/日	立方メートル/日
	1日当たりの最大採取量	立方メートル/日	立方メートル/日	立方メートル/日
1年間の採取予定量		立方メートル/年	立方メートル/年	立方メートル/年
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	平方センチメートル
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間/日	時間/日	時間/日
その他参考となるべき事項				

備考 ストレーナー (スクリーン) の位置は、地表面からストレーナー (スクリーン) の上端部までの距離を表示すること。

採取計画届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第9条第1項（附則第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地		
地下水の用途		
地下水を利用する事業の概要		
地下水を利用する者の氏名及び住所		
井戸の位置	別紙のとおり	
揚水設備の工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日	
採取開始予定年月日	年 月 日	
井戸の概要	別紙のとおり	
1年間の採取予定量	立方メートル/年	
揚水設備の概要	設置基数	基
	吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）	平方センチメートル
水量測定器	別紙のとおり	
水位測定の可否	別紙のとおり	

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面
- 3 揚水設備の概要を記載した書類
- 4 水量測定器の設置場所を示す図面
- 5 影響調査の実施方法を記載した書類
- 6 影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 7 影響調査の結果を記載した書類
- 8 住民等に対する周知を実施した場合にあつては、その結果を記載した書類
- 9 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。
- 3 条例附則第2項の規定による届出の場合は、揚水設備の工事の期間及び採取開始予定年月日の欄の記載は要しない。
- 4 条例附則第2項の規定による届出の場合は、添付書類の2及び5から8までの書類及び図面を省略することができる。
- 5 正副2通を提出すること。

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度（地表から）		メートル	メートル	メートル
ストレーナー（スクリーン）の位置		メートル	メートル	メートル
採取量等	年間平均運転日数	日／年	日／年	日／年
	1日当たりの平均採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
	1日当たりの最大採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
1年間の採取予定量		立方メートル／年	立方メートル／年	立方メートル／年
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	平方センチメートル
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間／日	時間／日	時間／日
水量測定器	有無	あり・ なし（1, 2, 3）	あり・ なし（1, 2, 3）	あり・ なし（1, 2, 3）
	なしの場合、水量測定器を設置せず採取量を把握する方法	1. 揚水能力×稼働時間×稼働日数 2. 公共下水道への排出量 3. その他 1, 2と同等の方法（ ）		
水位測定の可否（否の場合は、その理由を記載すること）		可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否
その他参考となるべき事項				

備考 ストレーナー（スクリーン）の位置は、地表面からストレーナー（スクリーン）の上端部までの距離を表示すること。

工事完了届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
揚水設備設置工事完了年月日	年 月 日
採取計画届出書との変更の有無	有 ・ 無

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付すること。
- 3 正副2通を提出すること。

採取変更等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者
氏名
電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地		
変更等の内容 (変更・縮小・休止・廃止)	変更前	変更後
変更・縮小・休止・廃止年月日	年 月 日	
変更・縮小・休止・廃止の理由		
休止・廃止後の井戸への汚染等防止措置		
休止・廃止後のモニタリング井戸への協力の可否	可 ・ 否	

注

- 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 採取計画届出書に添付した図面及び書類に変更がある場合は、変更後の図面及び書類を添付すること。
- 正副2通を提出すること。

承継届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊞

届出の担当者

氏名

電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

被承継者の氏名及び住所	
承継した井戸の位置	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 正副2通を提出すること。

採取量等報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者
氏名
電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第15条第3項及び第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
採取計画届出書に記載した年間採取予定量	立方メートル/年
年間採取量	立方メートル/年
揚水設備の設置基数	基
井戸ごとの採取量等	別紙のとおり

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 井戸ごとに別紙を作成すること。
- 3 正副2通を提出すること。

別紙

井戸等の施設番号 ()

月分	水量測定器の数値 (立方メートル)		採取量 (B) - (A) (立方メートル/月)	揚水機の 稼働日数 (日)	毎月初めの 井戸の水位 (静止水位・動水位) (メートル)
	前月末 (A)	本月末 (B)			
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

備考 井戸の水位は、静止水位又は動水位のどちらか同一条件による数値を記載すること。

毎月の測定日時	日	午前・午後 時
---------	---	---------

（表）

第 号	
身分証明書	
写真	所属 職氏名
<p>とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第16条第1項により、調査を行うことができる職員であることを証明する。</p>	
年 月 日 交 付	
鳥取県知事 氏名	
印	

（裏）

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（抜粋）
（立入調査）
第16条 知事は、この条例を施行するために必要があると認められる限度において、その職員に届出事業者の事業所並びに井戸及び揚水設備を設置している土地（以下「事業所等」という。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を届出事業者に通知しなければならない。
2 前項の規定により事業所等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 用紙は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。